

平成30年10月31日開会

平成30年10月31日閉会

平成30年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

平成30年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第69号

平成30年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月26日

小豆島町長 松 本 篤

記

1. 期 日 平成30年10月31日（水）

2. 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 平成30年10月31日（水曜日）午前9時17分

閉 会 平成30年10月31日（水曜日）午前9時33分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	10月31日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	○
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真由美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	高 橋 昭 治	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川 宿 田 光 憲	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
健康づくり福祉課長	岡 本 達 志	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成30年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

平成30年10月31日(水) 午前9時20分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第61号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その7)に係る工事請負契約
について (町長提出)

開会 午前9時17分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、本日までクールビズを実施していますので、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。
おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

臨時議会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 皆様、おはようございます。

本日、小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では契約案件1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時20分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番大川新也議員、8番柴田初子議員を指名しますので、よろしく願います。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第61号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議案第61号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第61号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事請負契約の内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） それでは、議案第61号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集の1ページをお開きください。

こちらは、町長から説明ありましたとおり、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございます。植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、税込みで1億476万円でございます。

契約の相手方は、有限会社大和建设でございます。

次に、2ページをお開きください。

工事の概要でございます。

この工事は、安田、植松地区の慢性的な浸水被害を解消するために、平成19年度より再整備事業に着手しております継続事業でございます。今回雨水排水用の管渠を約83メートル布設するものでございます。

1の工事名、2、契約金額、3、落札業者名につきましては、先ほどご説明したとおりです。

4、工期です。町が指定する日からとして、本議会の承認の日から来年、平成31年3月29日までとしております。

5、工事の概要です。雨水管渠の布設工ということで、延長が83.47メートルでございます。管の布設工として、ボックスカルバートが2種類で、四角いコンクリート製の製品を布設するものでございます。仮設工といたしまして、山どめ用の鋼矢板を記入のとおり数量を使用します。また、附帯工といたしまして、道路の舗装と水路の撤去と復旧をする予定でございます。

6、入札業者です。指名業者は11社で、記入のとおり参加業者が田村石材株式会社から株式会社トミウン池田営業所までの9社で、辞退が一番下にあります高尾石材株式会社、安井建設株式会社の2社ございました。

3ページ、隣3ページが今回の施工箇所を示した位置図でございます。赤いラインが本契約分の施工箇所でございます。この図面は、左が北で、右が、内海湾が南になります。薄い赤が国道436号を示してありまして、左が橋のほうに向かっていく、下が池田のほうに向かっていくようになり、上に行くと坂手港のほうに行く県道でございます。右のところは安田ポンプ場と書いてあるのがわかると思うので、そこから薄い灰色がずっと伸びてまして、この灰色は29年度までに施工済みの箇所で、赤の部分が今回、緑が31年度以降の施工の予定を示してあります。右下の断面図が今回の施工の断面図で、赤のラインが山どめを示してまして、水色が今回接する管渠を示しています。左下が今回施工する箇所の拡大図で、薄い赤が国道で、赤いラインが今回施工箇所を

示しております。ちょうど安田の馬場の北側裏道に布設することになっております。以上でございます。説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番安井議員。

○11番（安井信之君） 今までの工事区間に比べて道幅が狭いと思っております。矢板等を打ち込む場合、その家屋に与える影響があると思うんですが、その辺はどういうふうな措置、保険をどういうふうにかけているのかというふうな部分でお願いしたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおり、今回この狭さの道路に布設するのは、この安田ポンプ場からスタートして初めてになります。矢板につきましては、概要に記載のとおり圧入工法ということで、たたき込むやり方じゃなくて押し込むという形を採用してあります。家屋のほうですが、今までもずっとそうやったんですけど、施工の前に家屋調査入ってます、今回の場所ももう全て入って終わってます。施工終わってから半年をめどに、細かい決まりは何か月終わったらやりなさいというところまで書いてはないんですが、半年をめどに事後調査という形でもう一回家屋調査するというやり方で今回も進めております。

保険というのは多分業者さんの話かと思うんで、役所のほうとしてはそういう対応で、今回させていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） そうすると、いうたら業者の保険だけというふうな形になってくるのかなと、いうたら行政のほうは全然その部分に関してはタッチしないというふうな部分になってくるのかな。その辺ちょっとお伺ひします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 業者のその請負の話になりますので、施工の方法、工法について業者さんのほうからこの工法ではちょっと怖いとか、危ないとか、こうしたほうがいいですよという提案があれば、それはそれ、協議に応じて変更するものでございます。今回我々のほうでお示ししてあります設計上は、今こういう形になっておりますので、言い方はどうかわかりませんが、あとは請け負いました業者さんのほうが判断するという形になろうかと思ひます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。柴田議員。

○8番（柴田初子君） 19年からこれ始めてるんですけども、この説明の分で見ると31年度、32年度まで。

○議長（谷 康男君） 柴田議員、起立して。

○8番（柴田初子君） 済いません。

31年度、32年度まではこれに書いてるんですけども、これで終了になるんでしょうか、工事期間ですけれども。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおりです。この予定で終了の予定です、はい。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） この場所、ついこの間ブロック塀がちょっと倒れとるというふうな気がしますんで、そんな声はありませんでしたか、この通りで。

○議長（谷 康男君） 建設課長。



○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおり、ブロック塀あります。それは持ち主さんとうちと業者のほうで協議して、進めるようになろうかと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） 今柴田議員のちょっと関連ですけど、これ今回がその7となっております、これ総額でどれぐらいになるんでしょうか。それで、町の負担が、自己財源がどれぐらいの感覚になるのかと、今回のこの場所が安田の信号に近くなってくると、この工事区間は多分車は入れないと思いますので、重機とかダンプとか、そういうなことが、信号の牟礼病院のあのあたりに止められた場合に、交通規制がかなり難しくなってくると思いますが、そのあたりはもう業者任せですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 総トータルの事業費の予定がまだ、先ほどのとおり 32 年までで、19 億円の予定しております。国の補助金が 40%、残りが起債ですね、はい。

工事の関係ですが、今回この裏の工事やります。この春というかは、国道横断やってみました、片側通行で。確かにおっしゃるとおり、重機は道路へ停まることは多分ないと思うんですけど、当然物を持ってきたりする必要があると思いますので、国道を一時期片側通行でするのはもう避けられないと思います。毎回そうなんですけど、地元の安田自治会になります、そこで業者さんがこういう形で施工する予定ですという施工計画書ができた段階で地元、近隣の方と相談させていただいて、もう少しこうしてほしいとか、ああしてほしいとか、ここの広場使うたらどうやとかというようなご意見をお伺いして、一番迷惑かからないやり方を、今までも模索してやってきましたんで、今回も同じようになろうかと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 61 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 7）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成 30 年第 2 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9 時 33 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員